

～大分県の放置艇対策について～

1 現状

○県内には約5,700隻の放置艇が存在

- ・国直轄河川や市町村管理漁港にも放置艇が存在(約1,500隻)することから、国・市町村との連携が重要。
- ・約4,200隻は県管理水域に放置されており、佐伯市や臼杵市、大分市など南部から中部地域に集中。

<県管理水域の状況>

	放置艇計	港湾	漁港	河川
大分県	4,196	3,139	567	490

平成30年10月時点

2 対策の基本方針

- ①河川等の本来禁止されている区域から港湾等の係留区域へ誘導
- ②国や市町村も含め3水域(港湾、漁港、河川)が連携
- ③特に重点的に取り組む必要がある地域を適正化推進区域に指定しながら、県内全域で取組を推進

3 対策の概要

受皿確保(ハード対策)

○係留場所の確保

- ・貨物船等本来の港湾等の利用に影響を及ぼさない係留区域について、プレジャーボートの係留場所として活用
- ・係留区域内で場所が不足する場合は、船舶航行に支障がない場所を暫定的に係留場所として活用

○係留施設(係船環)の整備

- ・新たに確保する係留場所に必要に応じて係留施設(係船環)を整備

意識啓発・取締強化(ソフト対策)

○船舶所有者の意識啓発

- ・各地域毎に関係者からなる検討会や船舶所有者に対する説明会を開催し、県の取組を丁寧に説明することで係留施設に誘導

○放置艇に対する取締強化

- ・放置されている船舶について、行政指導、監督処分を実施(公平性の確保)

放置は危険です ⚠
大分県は放置艇ゼロ
を目指しています



放置艇による様々な問題 ござりますか？

放置艇は、他の船の運送妨害や洪水・暴風時に船が流される等による被害拡大、海の汚染、景観の悪化、漁業等に阻害の危険を醸成するといった、様々な問題を引き起こします。

大分県



大分県の放置艇対策について

4 具体的な取組

- ①地区ごとに水域管理者を含む関係者からなる協議会の設置
- ②船舶所有者への説明会の開催
- ③船舶所有者への意向調査・不足する係留施設の把握
- ④港湾等で貨物船等本来の利用に影響を及ぼさない区域を係留場所として活用するとともに必要な施設の整備を可能な限り行う。
- ⑤その上でなお係留場所が不足する地区では治水上問題がないことなどを前提に河川内に暫定的な施設を整備する。

5 取組状況

各種条例の整備

- 「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」の制定（H30.7.6公布、H31.4.1施行）
 - ・県の責務はもちろんのこと、船舶所有者や事業者の責務などを盛り込んだ理念条例
- 「大分県河川プレジャーボート等係留保管の設置及び管理に関する条例」の制定（R1.8.1公布、R2.4.1施行）
 - ・河川におけるプレジャーボート等の適正な係留場所の確保を目的とし、河川におけるの暫定係留施設設置及び管理に関する条例
- 各施設管理条例の改正（R1.8.1公布、R2.4.1施行）
 - ・港湾施設管理条例及び漁港管理条例の改正

受皿確保（ハード対策）

- 暫定係留施設（係船環）の設置
 - ・R1～2年度整備箇所〈河川：中川・中江川、裏川 港湾：全地区〉
 - ※漁港区域は設置済

意識啓発・取締強化（ソフト対策）

- 関係団体との協議会及び船舶所有者説明会の開催
- 所有者不明船に対する簡易代執行等の実施



R1.7 中川簡易代執行